

昭和二十三年厚生省令第二十三号

食品衛生法施行規則  
食品衛生法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 食品、添加物、器具及び容器包装（第一条—第二十条）
第二章 監視指導（第二十一条）
第三章 削除（第三十二条）
第四章 製品検査（第二十四条—第三十一条）
第五章 輸入の届出（第三十二条—第三十四条）
第六章 食品衛生検査施設（第三十五条—第三十七条）
第七章 登録検査機関（第三十八条—第四十七条）
第八章 営業（第四十八条—第七十一条の二）
第九章 雜則（第七十二条—第七十九条）
附則

第一 章 食品、添加物、器具及び容器包装  
第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第六条第二号ただし書の規定による人の健康を損なうおそれがない場合を次のとおりとする。  
一 有毒な又は有害な物質であつても、自然に食品又は添加物に含まれ又は附着しているものであつて、その程度又は処理により一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる場合。  
二 食品又は添加物の生産上有毒な又は有害な物質を混入し又は添加することがやむを得ない場合であつて、かつ、一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる場合。  
第三 章 法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。  
一 特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物（以下「特定食品等」という。）について、法第二十六条第一項から第三項まで若しくは法第二十八条第一項の規定による検査又は国若しくは都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定められたことを証する書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。  
一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）  
二 解除を申請する食品又は物の範囲  
三 法第九条第一項各号に掲げる食品又は添加物に該当する特定食品等が引き続き販売され、又は販売の用に供するために、採取され、製造され、輸入され、加工され、使用され、若しくは調理される可能性

四 特定食品等による食品衛生上の危害の発生の防止について、法第九条第一項の規定によつて準用する法第六十八条第一項において準用する法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合における

等含有食品が、人の健康に被害を生じさせるおそれがある場合の届出にあつては、第四号から第七号までを除く。」を記載した届出書を都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に提出することによつて行うものとする。ただし、健康被害を受けた者がその情報の提供を拒否していることその他の事情により、当該者の情報を得ることが困難なときは、第四号から第七号までに掲げる事項の記載を要しない。  
一 指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た日  
二 指定成分等含有食品の製品名  
三 指定成分等の含有量  
四 健康被害を受けた者の性別、年齢、指定成分等含有食品の摂取状況及び健康被害に係る症状  
五 健康被害を受けた者が医療機関を受診している場合は、当該医療機関における診断結果  
六 前号の医療機関における診断結果  
七 指定成分等含有食品の摂取時に使用していいた医薬品等がある場合は、当該医薬品等の名称  
八 その他必要な事項  
九 法第八条第一項の届出は、指定成分等含有食品の表示内容に責任を有する者を通じて行うことができる。  
第三 条 法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。  
一 特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物（以下「特定食品等」とあるのは、「特定おもちや」と、同号並びに同項第二号及び第四号中「特定食品等」とあるのは、「特定おもちや」と読み替えるものとする。）  
二 特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物（以下「特定おもちや」とあるのは、「特定おもちやについて」と、「特定食品等を原因とする食中毒その他の当該特定食品等」とあるのは、「特定おもちや」と読み替えるものとする。）  
三 法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
一 特定食品等が人の健康を損なうおそれの程度

四 特定食品等による食品衛生上の危害の発生の防止について、法第九条第一項の規定によつて準用する法第六十八条第一項において準用する法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。  
前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第三項の規定に基づき、同条因とする食中毒その他の当該特定食品等に起因し、又は起因すると疑われる健康被害が生じたこと。  
四 特定食品等について、当該特定食品等を汚染し、又は汚染するおそれがある事態が発生したこと。  
前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由について準用する。この場合において、前項第一号中「食品又は添加物」とあるのは、「おもちや」と、同号並びに同項第二号及び第四号中「特定食品等」とあるのは、「特定おもちや」と読み替えるものとする。  
前項の規定による禁止を解除する場合について準用する。この場合において、前項中「特定食品等」とあるのは、「特定おもちや」と読み替えるものとする。  
第五条 厚生労働大臣は、法第九条第三項の規定に基づき、利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、特定食品等に係る同条第一項の規定による禁止を解除する際に、当該特定食品等に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないことを確認するに当たつては、解除しようとする禁止に係る特定食品等について前項第一号に掲げる事項を勘案しなければならない。  
前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による禁止を解除する場合について準用する。この場合において、前項中「特定食品等」とあるのは、「特定おもちや」と読み替えるものとする。  
第六条 法第九条第三項の規定による解除の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当該解除を申請する食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないことを証する書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。  
一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）  
二 解除を申請する食品又は添加物の範囲  
三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

前項の規定は、法第六十八条第一項において準用する法第九条第三項の規定による解除の申請について準用する。この場合において、前項中「食品又は添加物」とあるのは、「おもちや」と読み替えるものとする。  
第七条 法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める獣畜は、水牛とする。  
法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。  
一 と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）別表第五の上欄に掲げる疾病にかかり、又は同欄に掲げる異常があると認められた獸畜について、それぞれ同表の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供さることを防止するために必要な措置を講じた場合  
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十

号) 第三十三条第一項第三号の内臓摘出後検査の結果、同令別表第十の上欄について、同表の下欄に掲げる部分の廃棄等の措置を講じた場合

法第十条第一項ただし書の規定により当該職員が人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認める場合は、健康な獸畜が不慮の災害により即死したときとする。

**第八条** 法第十条第二項の厚生労働省令で定める命

**一 食肉製品**

二 乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和二十六年厚生省令第五十二号)第二条第一項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。)及び乳製品(同令第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バター、オイル、チーズ(プロセスチーズに限る)、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くもの)をいう。次条第九号及び第十号において同じ。)

**第九条** 法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 獣畜又は家きんの肉若しくは臓器にあつては、獸畜又は家きんの種類、前条に規定する製品にあつては、その名称及び原料の肉、乳又は臓器の種類

二 数量及び重量

三 荷送人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び所在地)

四 荷受人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び所在地)

五 獣畜又は家きんの肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ及び解体前に行う検査及び解体後に行う検査をいう。(以下同じ。)を行つた機関の名称又はと畜検査を行つた職員の官職氏名

六 次に掲げるとさつ等が行われた施設の名称及び所在地

七 食鳥検査を行つた職員の官職氏名

八 食鳥検査を行つた機関の名称又は

イ 獣畜の肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ又は解体が行われたと畜

ロ 家きんの肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ、脱羽及び内臓摘出が行われた食鳥

ハ 分割、細切等の処理が行われた獸畜又は家きんの肉又は臓器にあつては、当該処理が行われた施設

イ 前条に規定する製品にあつては、当該製品が製造された製造所

ハ 分割、細切等の処理が行われたとさつ、解体、脱羽、内臓摘出、分割、細切等の処理又は製造が、我が国と同等以上の基準に基づき、衛生的に行われた旨

八 次に掲げるとさつ等が行われた年月

イ 獣畜の肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ及び解鳥検査

ロ 家きんの肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ及びと畜検査

ハ 分割、細切等の処理が行われた獸畜又は家きんの肉又は臓器にあつては、当該処理が行われたと畜

二 前条に規定する製品にあつては、当該製品の製造

九 乳又は乳製品にあつては、製造が我が国と同等の基準に基づき、衛生的に行われた旨

イ 獣畜の肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ及び解鳥検査

ロ 家きんの肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ及びと畜検査

ハ 分割、細切等の処理が行われた獸畜又は家きんの肉又は臓器にあつては、当該処理が行われたと畜

二 前条に規定する製品にあつては、当該製品の製造

九 乳又は乳製品にあつては、製造が我が国と同等の基準に基づき、衛生的に行われた旨

イ 獣畜の肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ及び解鳥検査

ロ 家きんの肉又は臓器(分割、細切等の処理が行われたものを除く。)にあつては、とさつ及びと畜検査

ハ 分割、細切等の処理が行われた獸畜又は家きんの肉又は臓器にあつては、当該処理が行われたと畜

二 前条に規定する製品にあつては、当該製品の製造

法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物を別表第一のとおりとする。

**第十二条** 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 特定の國若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装(以下「特定器具等」という。)について、法第十二条第一項から第三項まで若しくは法第二十八条第一項の規定による検査又は国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区による行政指導に従て當業者が行う検査の結果、法第十七条第一項各号に掲げる器具又は容器包装に該当するものの総数が当該検査を行つた器具又は容器包装の総数のうちに占める割合がおおむね五パーセント以上であること。

二 特定器具等が製造される國又は地域における当該特定器具等に係る食品衛生に関する規制及び措置の内容、当該國又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定器具等に係る検査体制その他の食品衛生上の管理の体制、当該國又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定器具等についての検査結果の状況その他の当該國又は地域における当該特定器具等に係る食品安全上の管理の状況

三 特定器具等について、当該特定器具等に起因し、又は起因する疑われる健康被害が生じたこと。

四 特定器具等について、当該特定器具等を汚染し、又は汚染するおそれがある事態が発生したこと。

五 在地輸入する食品の数量及び重量

六 在地輸入する食品の品名(ふぐにあつては、その名前を含む。)

七 在地輸入する食品の採捕年月日

八 在地輸入する食品を処理した施設の名称及び所

法第十二条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物を別表第一のとおりとする。

**第十三条から第十六条まで** 削除

**第十七条** 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 特定の國若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装(以下「特定器具等」という。)について、法第十二条第一項から第三項まで若しくは法第二十八条第一項の規定による検査又は国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区による行政指導に従て當業者が行う検査の結果、法第十七条第一項各号に掲げる器具又は容器包装に該当するものの総数が当該検査を行つた器具又は容器包装の総数のうちに占める割合がおおむね五パーセント以上であること。

二 特定器具等が製造される國又は地域における当該特定器具等に係る食品衛生に関する規制及び措置の内容、当該國又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定器具等に係る検査体制その他の食品衛生上の管理の体制、当該國又は地域の政府、地方公共団体等による当該特定器具等についての検査結果の状況その他の当該國又は地域における当該特定器具等に係る食品安全上の管理の状況

三 特定器具等について、当該特定器具等に起因し、又は起因する疑われる健康被害が生じたこと。

四 特定器具等について、当該特定器具等を汚染し、又は汚染するおそれがある事態が発生したこと。

五 在地輸入する食品の数量及び重量

六 在地輸入する食品の品名(ふぐにあつては、その名前を含む。)

七 在地輸入する食品の採捕年月日

八 在地輸入する食品を処理した施設の名称及び所



八の中欄に掲げる加工食品の項の下欄の1の一  
若しくは三又は第十八条第二項の表の対象農産物  
物の項の下欄の1の一のイの確認が適切に行わ  
れているときは、分別生産流通管理が行われた  
ことを確認したものとみなして、第一項の規定  
を適用する。

輸入者が別表第十二の中欄に掲げる食品、添  
加物、器具又は容器包装（以下この条において  
「食品等」という。）を輸入した場合において、  
当該食品等と同一の製品又はこれに準ずるもの  
(以下「同一食品等」という。)の同表の下欄に  
掲げる期間における輸入計画（当該期間に予定  
する輸入に係る貨物の積込重量、積卸港及び到  
着年月をいう。以下同じ。）を記載した輸入届  
出書の提出を行つているときは、当該期間に行  
おうとする同一食品等の輸入については、第一  
項本文の規定にかかわらず、当該提出をもつて  
同項の輸入届出書の提出に代えることができ  
る。ただし、当該輸入に係る食品等が次の各号  
のいずれかに該当し、又はそのそれがあると  
きは、この限りでない。

一 法第六条各号に掲げる食品又は添加物  
二 法第十二条に規定する食品又は添加物  
三 法第十三条第一項の規定により定められた  
基準に合わない方法による食品又は添加物  
四 法第十三条第一項の規定により定められた  
規格に合わない食品又は添加物

五 法第十三条第三項の規定により定められた  
人の健康を損なうおそれのない量を超えて農  
薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二  
号）第二条第一項に規定する農薬をいう。以  
下同じ。）飼料の安全性の確保及び品質の改  
善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五  
号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省  
令で定める用途に供することを目的として飼  
料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に  
添加・混和・浸潤その他のために使用さ  
れる物及び医薬品、医療機器等の品質、有  
効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和  
三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に  
規定する医薬品であつて動物のために使用さ  
れることが目的とされているものの成分であ  
る物質（その物質が化学的に変化して生成し  
た物質を含み、法第十三条第三項の規定によ  
り人の健康を損なうおそれのないことが明ら  
かであるものとして定められた物質を除く。）  
が残留する食品（当該成分である物質の当該

七 食品に残留する量の限度について法第十三条第一項の食品の成分に係る規格が定められてゐる場合を除く。)  
六 法第十六条に規定する器具又は容器包装規格に合わない器具又は容器包装  
前項の場合において、別表第十二の第三項下欄に掲げる食品等の輸入者は、前項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書に、当該輸入届出書の提出の日前三年間の同一食品等の輸入実績(当該期間に行つた輸入に係る輸入した者の氏名(法人にあつては、その名称)並びに貨物の積込重量、積卸港及び到着年月日をいう。)を記載して提出しなければならない。  
第四項本文の場合においては、第一項ただし書中「搬入前に輸入届出書を提出した場合において、」とあるのは「当該輸入に係る」と、「当該検疫所の長」とあるのは「別表第十一の上欄に掲げる場所につきそれぞれ同表の下欄に掲げる検疫所の長」と読み替えるものとする。  
厚生労働大臣は、法第二十七条の規定による届出については、電子情報処理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、同条の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。)を使用して行わせることができる。

「ファイルに記録しなければならない。」とし、  
第二項中「記載した届出書を、前項の検疫所の  
長に提出しなければならない。」とあるのは、「  
入出力装置から入力してファイルに記録しな  
ければならない。」とする。  
前項に規定する者については、第四項から第  
六項までの規定は、適用しない。

**第三十三条** 前条第八項の規定により読み替えて  
適用される前条第一項及び第二項の規定による  
入力は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た入  
出力装置を使用して行わなければならない。  
前項の規定による届出は、電子情報処理組織  
を使用して法第二十七条の規定による届出をし  
ようとする者が、その使用しようとする入出力裝  
置につき、次に掲げる事項を記載した届出書  
を厚生労働大臣に提出することによつて行うも  
のとす。  
一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、  
その名称及び主たる事務所の所在地）  
二 暗証記号（十二のアラビア数字若しくはロ  
ーマ字又はこれらの組合せによるものに限  
る。）  
三 入出力装置の設置場所、機器名称及び型式  
番号

**第六章 食品衛生検査施設**

**第三十五条 削除**

第三十六条 令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、法第二十九条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第三十七条 令第八条第三項の規定による検査又は試験（以下この条及び別表第十三において「検査等」という。）に関する事務の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 第十一号に規定する標準作業書に基づき、検査等が適切に実施されていることの確認等を行うこと。

二 第十二号の文書に基づき、検査等の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

三 第十三号の文書に基づき、精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を行うこと。

四 第十四号の文書に基づき、外部精度管理調査（国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。

五 第二号の内部点検、第三号の精度管理及び前号の外部精度管理調査の結果（改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。）について記録を行うこと。

六 前号の規定による記録に従い、検査等の業務について速やかに改善措置を講ずること。

七 検査等に当たり、第十一号に規定する標準作業書並びに第十二号及び第十三号に規定す

る文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

八 第一号又は前二号の業務を行った職員が、検査等を行わないこと。

九 第二号から第五号までの業務（以下この条において「信頼性確保業務」という。）を行う職員が、検査等及び第一号又は第六号の業務を行わないこと。

十 信頼性確保業務を検査等の業務から独立させること。

十一 別表第十三に定めるところにより、標準作業書を作成すること。

十二 検査等の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書を作成すること。

十三 精度管理の方法を記載した文書を作成すること。

十四 外部精度管理調査を定期的に受けたための計画を記載した文書を作成すること。

十五 信頼性確保業務を行う職員の研修の計画を記載した文書を作成すること。

十六 次に掲げる記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

イ 法第二十五条第一項又は法第二十六条第一項から第三項までの検査（以下「製品検査」という。）を申請した者又は法第二十一条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）

（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

ロ 製品検査の申請を受けた年月日

二十八条第一項の規定により収去した年月日

二十九条第一項の規定により収去した年月日

月日

ハ ニ 検査等を行つた試験品の数量

ニ 検査等を実施した職員の氏名

三 検査等の結果

四 第五号の規定による記録

リ 第十一号の標準作業書に基づく記録

ル 前号の研修に関する記録

第七章 登録検査機関

第三十八条 法第三十二条の登録の申請をしようとする者は、様式第五号による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書を行つている場合には、その業務の種類及

二 法別表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者（以下「検査員」という。）の履歴書

三 法第三十三条第一項第二号イに規定する部門（以下「製品検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

四 法第三十三条第一項第二号ロに規定する文書として、第四十条第八号に規定する標準作業書及び同条第九号から第十二号までに規定する文書

五 次の事項を記載した書面

イ 法第三十二条各号のいずれかに該当する事実の有無

ロ 法別表の第一欄に掲げる製品検査のうち、実施するものの種類

ハ 法別表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所有又は借り入れの別、所在場所及び使用される製品検査の種類

本種類

二 検査員の氏名及び実施する製品検査の種類

三 検査員の氏名及び第四十条第一号に規定する製品検査部門責任者の氏名並びに同条第二号に規定する検査区分責任者の氏名及び管理する製品検査の種類

ハ 信頼性確保部門の名称及び第四十条第三号に規定する信頼性確保部門責任者の氏名

ト 現に食品衛生に関する試験の業務を行つている場合には、その業務の概要

チ 法第三十三条第一項第三号イからハまで

のいずれかに該当する事実の有無

リ 株式会社にあつては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の額

ヌ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいい。）にあつては、業務を執行する社員）の氏名、住所、代表権の有無及び略歴（法第三十三条第二項第三号に規定する受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）に該当するか否かを含む。）

ル 食品衛生に関する試験の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要

前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる書類

二 前条第一項第五号イ及びハからルまでに掲げる事項を記載した書面

三 製品検査の実績に関する資料

一 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二 前条第一項第五号イ及びハからルまでに掲げる事項を記載した書面

三 製品検査の実績に関する資料

口 第十号の文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

ハ 第十一号の文書に基づき、外部精度管理調査を定期的に受けたための事務を行つこと。

二 イの内部点検、ロの精度管理及びハの外

なければならぬ。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる書類

二 前条第一項第五号イ及びハからルまでに掲げる事項を記載した書面

三 製品検査の実績に関する資料

一 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二 前条第一項第五号イ及びハからルまでに掲げる事項を記載した書面

三 製品検査の実績に関する資料

口 第十号の文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

ハ 第十一号の文書に基づき、外部精度管理調査を定期的に受けたための事務を行つこと。

二 イの内部点検、ロの精度管理及びハの外

なければならぬ。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる書類

二 前条第一項第五号イ及びハからルまでに掲げる事項を記載した書面

三 製品検査の実績に関する資料

一 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

二 前条第一項第五号イ及びハからルまでに掲げる事項を記載した書面

三 製品検査の実績に関する資料



九 教授用及び実習用の機械器具及び図書の目録

十 校地及び校舎の図面及び配置図

十一 学則

十二 その他参考となるべき事項

第五十二条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録養成施設（令第十六条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。）の名称、所在地及び長の氏名

前項の規定は、令第九条第一項第一号の養成施設の登録について準用する。

第五十三条 令第十六条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、第五十二条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号（法別表の第二欄に掲げる機械器具に係るものに限る。）、第十号及び第十一号に掲げるものとする。

第五十四条 令第十九条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 登録の取消しを受けようとする理由  
二 登録の取消しを受けようとする予定期日  
三 在学中の生徒があるときは、その措置事項とする。

第五十五条 令第二十条第二号（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、第五十二条第一号に掲げる事項とする。

第五十六条 法第四十八条第六項第四号の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならない。

一 別表第十六の一の項に掲げる二の項から七の項までのいずれかに掲げる科目を教授し、その時間数が同表に掲げる時間数以上であること。

二 講師は、学校教育法に基づく大学において試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。

三 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等

学校を卒業した者又は第四十八条各号に掲げる者で、法第四十八条第一項の規定により製品衛生管理者を置かなければならぬ製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に二年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。

四 受講者に対する講習会の終了に当たり試験を行ふものであること。

五 前項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める科目の受講を免除することができる。

一 学校教育法に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、別表第十六の一の項に掲げる科目と同等以上の科目を履修した者

二 登録講習会の修了者（別表第十六の一の項に掲げる科目及び同表の二の項又は三の項に掲げる科目の修了者にあっては、それぞれ同表の三の項に掲げる細菌学実習又は同表の二の項に掲げる細菌学実習又は同表の二の項に掲げる細菌学実習）

三 第五十六条に定めるところにより登録講習会を行ふこと。

四 受講資格者であることを確認すること。

五 受講資格者であることを確認すること。

六 受講資格者であることを確認すること。

七 受講資格者であることを確認すること。

八 受講資格者であることを確認すること。

九 受講資格者であることを確認すること。

十 受講資格者であることを確認すること。

十一 受講資格者であることを確認すること。

十二 受講資格者であることを確認すること。

十三 受講資格者であることを確認すること。

十四 受講資格者であることを確認すること。

十五 受講資格者であることを確認すること。

十六 受講資格者であることを確認すること。

十七 受講資格者であることを確認すること。

十八 受講資格者であることを確認すること。

十九 受講資格者であることを確認すること。

二十 受講資格者であることを確認すること。

三 登録講習会の実施期間

四 定める基準は、次のとおりとする。

五 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講を免除することができる。

六 受講者に対する講習会の終了に当たり試験を行ふものであること。

七 前項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める科目の受講を免除することができる。

八 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

九 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十一 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十二 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十三 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十四 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十五 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十六 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十七 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十八 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

十九 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

二十 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

二十一 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

二十二 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

二十三 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

二十四 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

二十五 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十八のとおりとする。

第六十六条 令第三十三条第二項の規定により職員に携帯させる証明書は、様式第十三号によるものとする。

第六十七条 令第二十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講を免除することができる。

二 受講者に対する講習会の終了に当たり試験を行ふものであること。

三 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

四 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

五 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

六 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

七 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

八 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

九 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十一 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十二 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十三 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十四 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十五 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十六 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十七 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十八 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

十九 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

二十 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

二十一 受講者に対する講習会の実施者は、令第二十六条第三項において準用する場合を含む。に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。





一 届出者の氏名（ふりがなを付す。）及び住所（法人にあつては、名称（ふりがなを付す。）、所在地及び代表者の氏名（ふりがなを付す。）	二 施設の住所（自動車において営業をする場合にあつては、当該自動車の自動車登録番号）及び名称、屋号又は商号（ふりがなを付す。）
三 廃業年月日	四 許可営業者にあつては、施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日
五 第九章 雜則	第六十三条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医師の届出は、次の事項につき、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。
六 医師の住所及び氏名	七 中毒の原因となり、又はその疑いのある病品等（以下「原因食品等」という。）及びその特定の理由
七 中毒患者若しくはその疑いのある者又は死者（以下「患者等」という。）の所在地、氏名及び年齢	八 原因施設の給排水の状況その他の衛生状況
八 第七十三条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の原因	九 原因施設の従業員の健康状態
九 第七十四条 第二項の厚生労働省令で定める事項	十 原因施設の微生物的若しくは理化学的試験又は動物を用いる試験による調査結果
十 第七十四条第一項に規定する中のほか、中毒の原因及びその特定の理由	十一 病因物質に関する事項
十一 第七十四条第一項に規定するまでの経過及び特定期による届出の年月日	十二 病因物質を特定するまでの経過及び特定の理由

第十七条 法第六十三条第三項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。	第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。
第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。	第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。
第二項 第一項に規定する中のほか、中毒の原因及びその特定の理由	第二項 第一項に規定する中のほか、中毒の原因及びその特定の理由
第三項 第一項に規定するまでの経過及び特定期による届出の年月日	第三項 第一項に規定するまでの経過及び特定期による届出の年月日
四 第七十四条 第二項の厚生労働省令で定める事項	四 第七十四条 第二項の厚生労働省令で定める事項

第十七条 法第六十三条第三項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。	第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。
第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。	第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。
第二項 第一項に規定する中のほか、中毒の原因及びその特定の理由	第二項 第一項に規定する中のほか、中毒の原因及びその特定の理由
第三項 第一項に規定するまでの経過及び特定期による届出の年月日	第三項 第一項に規定するまでの経過及び特定期による届出の年月日
四 第七十四条 第二項の厚生労働省令で定める事項	四 第七十四条 第二項の厚生労働省令で定める事項

第十七条 法第六十三条第三項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。	第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。
第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。	第一項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による医師の届出は、次の事項について、文書、電話又は口頭により二十四時間以内に行われなければならない。
第二項 第一項に規定する中のほか、中毒の原因及びその特定の理由	第二項 第一項に規定する中のほか、中毒の原因及びその特定の理由
第三項 第一項に規定するまでの経過及び特定期による届出の年月日	第三項 第一項に規定するまでの経過及び特定期による届出の年月日
四 第七十四条 第二項の厚生労働省令で定める事項	四 第七十四条 第二項の厚生労働省令で定める事項

















3. 製造者は、甲号(乙二九二)に記載の通りに申請をし、所長は「甲」(乙二九三)に書いたものとする。この場合は、小封は甲(乙二九三)に記載をもつて、所長は「乙」(丙二九四)に書いたものとする。

4. 製造者は、甲(乙二九三)に記載をもつて、所長は「乙」(丙二九四)に記載をもつて、製造者が開封する。

**様式第二号から様式第四号まで  
(第三十八条関係)**

**削除**

様式第五号(第三十九条関係)	
届入 印	登録申請書
年月日	
厚生労働大臣 構	
所在地 名 称	
代表者の氏名	
第22条第1項 第22条第2項 第22条第3項 第22条第4項	
食品衛生法 第20条各号の登録検査機関の登録を受けたいので、同法第20条の規定により次の方をお申請します。	
1. 製品検査の実施 2. 製品検査を行う事業者の名前及び所在地	
1. 製品の大きさは、A4判とすること。 2. 製品検査の場合は、先に衛生行政部の機関に掲げる製品検査の規則を記入すること。 3. 第20条各号に掲げる書類を添付すること。 4. 収入印附は、済用をしないこと。	

**様式第六号 (第三十九条関係)**

様式第六号(第三十九条関係)	
届入 印	登録更新申請書
年月日	
厚生労働大臣 構	
所在地 名 称	
代表者の氏名	
第22条第1項 第22条第2項 第22条第3項 第22条第4項	
食品衛生法 第20条各号の登録検査機関の登録の更新を受けたいので、同法第24条の規定により次の方をお申請します。	
1. 製品検査の実施 2. 製品検査を行う事業者の名前及び所在地	
1. 製品の大きさは、A4判とすること。 2. 製品検査を行う事業者の名前及び所在地 3. 第20条各号に掲げる書類を添付すること。 4. 収入印附は、済用をしないこと。	

**様式第七号 (第四十一条関係)**

様式第七号(第四十一条関係)	
届入 印	登録 更新 申請書
年月日	
厚生労働大臣 構	
所在地 名 称	
代表者の氏名	
第22条第1項 第22条第2項 第22条第3項 第22条第4項	
食品衛生法 第20条各号の登録検査機関の登録を受けたいので、同法第20条の規定により次の方だけお書き下さい。	
1. 保証人 乙二九三に上うどする事業者の名前及び所在地 2. 保証人のの出生及び性別 年齢 の予定年生日 3. 保証人のの資格 3. 保証人 乙二九三に上うどする事業者における製品検査のための機械器具その他の設備 4. 用紙の大きさは、A4判とすること。 5. 更新料について 1次だけ、更新料及び変更料を対照して記載すること。	

株式第八号（第四十一条関係）

株式第八号（第四十一条関係）  
登録事項変更届  
年月日  
所在地  
代表者の氏名  
次の事項の変更について、食品衛生法第36条第2項の規定により届け出ます。  
1. 变更の内容  
2. 变更の年月日  
備考  
1. 用紙の大きさは、A4判とすること。  
2. 変更の内容については、変更前及び変更後を列挙して記載すること。

株式第九号（第四十二条関係）

株式第九号（第四十二条関係）  
新規種別認可申請書  
年月日  
所在地  
代表者の氏名  
新規種別の認可を受けたいので、食品衛生法第36条第2項の規定により別添のとおり申請  
します。  
備考 用紙の大きさは、A4判とすること。

株式第十号（第四十二条関係）

株式第十号（第四十二条関係）  
新規種別変更認可申請書  
年月日  
所在地  
代表者の氏名  
新規種別の変更の認可を受けたいので、食品衛生法第36条第2項の規定により別添のとおり申請  
します。  
1. 变更の内容  
2. 变更の年月日  
備考  
1. 用紙の大きさは、A4判とすること。  
2. 既に、変更前及び変更後を列挙して記載すること。

株式第十一号（第四十三条関係）

株式第十一号（第四十三条関係）  
新規休止認可申請書  
年月日  
所在地  
代表者の氏名  
新規休止の申請の全般の休止の認可を受けたいので、食品衛生法第36条の規定による  
次に示すのとおり申請します。  
1. 休止： しそうとうの新規休止の申請の範囲  
2. 休止の年月日  
3. 休止の期間  
4. 休止の理由  
備考 用紙の大きさは、A4判とすること。

様式第十二号（第四十七条関係）

第 号	第 号
(表二)	
(表一)	

(表二)	
(表一)	

様式第十三号（第六十六条関係）

第 号	第 号
(表二)	
(表一)	

(表三)

(表二)	
(表一)	

様式第十四号（第七十五条関係）

樣式第十五号（第七十六条關係）

別表第一（第十二条関係）

別表第一（第十二条関係）	三十六 アルギン酸アノニウム アルギン酸カリウム
一 亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。）	三十七 アルギン酸カルシウム アルギン酸カルシウム
二 亜塩素酸水	三十八 アルギン酸ナトリウム アルギン酸プロビレングリコールエス
三 亜塩素酸ナトリウム	三十九 アルギン酸ブロビレングリコールエス テル
四 亜硝酸ナトリウム	四十 アルゴン 四十一 アルゴン
五 亜硝酸ナトリウム	四十二 安息香酸 四十三 安息香酸ナトリウム
六 亜硝酸ナトリウム	四十四 アントラニル酸メチル（別名アンスラ ニル酸メチル）
七 亜硝酸ナトリウム	四十五 アンモニア 四十六 アンモニウムイソバレート
八 亜硝酸ナトリウム	四十七 イオノン（別名ヨノン）
九 亜塩素酸水	四十八 イオン交換樹脂
十 亜硝酸ナトリウム（別名ビタミンCステアリート）	四十九 イソアミルアルコール
十一 亜硝酸ナトリウム（別名ビタミンC）	五十 イソオイゲノール
タミンCナトリウム	五十一 イソ吉草酸イソアミル
十二 亜硝酸ナトリウム	五十二 イソ吉草酸エチル
十三 亜硝酸ナトリウム	五十三 イソキノリン
十四 亜硝酸ナトリウム	五十四 イソチオシアネート類（毒性が激しい と一般に認められるものを除く。）
十五 亜硝酸ナトリウム	五十五 イソチオシアヌ酸アリル（別名揮発ガ イシ油）
十六 亜硝酸ナトリウム（別名アセスル ファムK）	五十六 イソバレルアルデヒド
十七 亜硝酸ナトリウム	五十七 イソブタノール
十八 亜硝酸ナトリウム	五十八 イソブチルアミン
十九 亜硝酸ナトリウム	五十九 イソブチルアルデヒド（別名イソブタ ナール）
二十 亜硝酸ナトリウム	六十 イソブロパノール
二十一 亜硝酸ナトリウム	六十一 イソブロピルアミン
二十二 亜硝酸ナトリウム	六十二 イソベンチルアミン
二十三 亜セレン酸ナトリウム	六十三 レイソロイシン
二十四 亜セレン酸ナトリウム	六十四 5-イノシン酸二ナトリウム（別名 イノシン酸ナトリウム）
二十五 亜セレン酸ナトリウム	六十五 イマザリル
二十六 亜セレン酸ナトリウム	六十六 インドール及びその誘導体
二十七 亜セレン酸ナトリウム	六十七 5-ウリジル酸二ナトリウム（別名 ウリジン）
二十八 亜セレン酸ナトリウム	六十八 マーウンデカラクトン（別名ウンデカ ラクトン）
二十九 亜セレン酸ナトリウム	六十九 エステルガム
三十 亜セレン酸ナトリウム	七十 エステル類
三十一 亜セレン酸ナトリウム	七十一 2-エチル-3-5-ジメチルピラジ ン及び2-エチル-3-6-ジメチルピラジ
アミルシングナミックアルデヒド（別名 アミルシングナミックアルデヒド）	ンの混合物
三十二 亜セレン酸ナトリウム	
三十三 亜硫酸水素アンモニウム水	
三十四 亜硫酸水素アンモニウム水（別名亜硫酸ノ ーダ）	
三十五 亜アルギニンレーグルタミン酸塩	

七十二	エチルバニリン（別名エチルワニリ ン）
七十三	2-エチルピラジン
七十四	3-エチルピリジン
七十五	2-エチル-3-メチルピラジン
七十六	2-エチル-5-メチルピラジン
七十七	2-エチル-6-メチルピラジン
七十八	5-エチル-2-メチルピリジン
七十九	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二 ナトリウム（別名EDTAカルシウム二ナト リウム）
八十	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム (別名EDTA二ナトリウム)
八十一	エーテル類
八十二	エリソルビン酸（別名イソアスコルビ ン酸）
八十三	エリソルビン酸ナトリウム（別名イソ アスコルビン酸ナトリウム）
八十四	エルゴカルシフエロール（別名カルシ フェロール又はビタミンD <sub>2</sub> ）
八十五	塩化アンモニウム
八十六	塩化カリウム
八十七	塩化カルシウム
八十八	塩化第二鉄
八十九	塩化マグネシウム
九十	塩酸
九十一	オイグノール
九十二	オクタナール（別名オクチルアルデヒ ド又はカブリルアルデヒド）
九十三	オクタン酸
九十四	オクタン酸エチル（別名カブリル酸エ チル）
九十五	オクテニルコハク酸デンプンナトリ ウム
九十六	オルトフェニルフェノール及びオルト フェニルフェノーナトリウム
九十七	オレイン酸ナトリウム
九十八	過酢酸
九十九	過酸化水素
百	過酸化ベンゾイル
百一	カゼイントリウム
百二	過硫酸アンモニウム
百三	カルボキシメチルセルロースカルシウム (別名纖維素グリコール酸カルシウム)
百四	カルボキシメチルセルロースナトリウム (別名纖維素グリコール酸ナトリウム)
百五	ケイ皮酸メチル
百六	カンタキサンチン
百七	ギ酸イソアミル
百八	ギ酸グラニル
百九	ギ酸シトロネリル
百十	キシリトール（別名キシリット）
百十一	キチングルカン
百十二	5-「グアニル酸二ナトリウム（別名 5-「グアニル酸ナトリウム）
百十三	クエン酸
百十四	クエン酸イソプロピル
百十五	クエン酸三エチル
百十六	クエン酸一カリウム及びクエン酸三カ リウム
百十七	クエン酸カルシウム
百十八	クエン酸第一鉄ナトリウム（別名クエ ン酸鉄ナトリウム）
百十九	クエン酸鉄
百二十	クエン酸鉄アンモニウム
百二十一	クエン酸三ナトリウム（別名クエン 酸ナトリウム）
百二十二	グリシン
百二十三	グリセリン（別名グリセロール）
百二十四	グリセリン脂肪酸エステル
百二十五	グリセロリン酸カルシウム
百二十六	グリチルリチン酸二ナトリウム
百二十七	グルコノデルタラクトン（別名グル コノラクトン）
百二十八	グルコン酸
百二十九	グルコン酸カリウム
百三十	グルコン酸カルシウム
百三十一	グルコン酸第二鉄（別名グルコン酸 鉄）
百三十二	グルコン酸ナトリウム
百三十三	グルタミルバリルグリシン
百三十四	L-グルタミン酸
百三十五	L-グルタミン酸アノニウム
百三十六	L-グルタミン酸カリウム
百三十七	L-グルタミン酸カルシウム
百三十八	L-グルタミン酸ナトリウム（別名 グルタミン酸ソーダ）
百三十九	L-グルタミン酸マグネシウム (別名ケイ皮酸)
百四十	ケイ皮酸カルシウム
百四十一	ケイ酸マグネシウム
百四十二	ケイ皮酸
百四十三	ケイ皮酸エチル
百四十四	ケイ皮酸メチル

百五	「一カラテン（別名「一カラチン）
百六	カンタキサンチン
百七	ギ酸イソアミル
百八	ギ酸グラニル
百九	ギ酸シトロネリル
百十	キシリトール（別名キシリット）
百十一	キチングルカン
百十二	5-「グアニル酸二ナトリウム（別名 5-「グアニル酸ナトリウム）
百十三	クエン酸
百十四	クエン酸イソプロピル
百十五	クエン酸三エチル
百十六	クエン酸一カリウム及びクエン酸三カ リウム
百十七	クエン酸カルシウム
百十八	クエン酸第一鉄ナトリウム（別名クエ ン酸鉄ナトリウム）
百十九	クエン酸鉄
百二十	クエン酸アンモニウム
百二十一	クエン酸三ナトリウム（別名クエン 酸ナトリウム）
百二十二	グリシン
百二十三	グリセリン（別名グリセロール）
百二十四	グリセリン脂肪酸エステル
百二十五	グリセロリン酸カルシウム
百二十六	グリチルリチン酸二ナトリウム
百二十七	グルコノデルタラクトン（別名グル コノラクトン）
百二十八	グルコン酸
百二十九	グルコン酸カリウム
百三十	グルコン酸カルシウム
百三十一	グルコン酸第二鉄（別名グルコン酸 鉄）
百三十二	グルコン酸ナトリウム
百三十三	グルタミルバリルグリシン
百三十四	L-グルタミン酸
百三十五	L-グルタミン酸アノニウム
百三十六	L-グルタミン酸カリウム
百三十七	L-グルタミン酸カルシウム
百三十八	L-グルタミン酸ナトリウム（別名 グルタミン酸ソーダ）
百三十九	L-グルタミン酸マグネシウム (別名ケイ皮酸)
百四十	ケイ皮酸カルシウム
百四十一	ケイ酸マグネシウム
百四十二	ケイ皮酸
百四十三	ケイ皮酸エチル
百四十四	ケイ皮酸メチル

百四十五	ケトン類
百四十六	ゲラニオール
百四十七	高度サラシ粉
百四十八	コハク酸
百四十九	コハク酸二ナトリウム
百五十	コハク酸二ナトリウム
百五十一	コレカルシフエロール（別名ビタ ミンD <sub>3</sub> ）
百五十二	コンドロイチン硫酸ナトリウム
百五十三	酢酸イソアミル
百五十四	酢酸エチル
百五十五	酢酸カルシウム
百五十六	酢酸ゲラニル
百五十七	酢酸シクロヘキシル
百五十八	酢酸シトロネリル
百五十九	酢酸テルペニル
百六十	酢酸デンプン
百六十一	酢酸ナトリウム
百六十二	酢酸ビニル樹脂
百六十三	酢酸フェニル樹脂
百六十四	酢酸フェニル（別名酢酸フェニル エチル）
百六十五	酢酸ブチル
百六十六	酢酸ベンジル
百六十七	酢酸1-メンチル（別名1-酢酸メ チル）
百六十八	酢酸ナリル
百六十九	サツカリ
百七十	サツカリ
百七十一	サツカリナトリウム（別名溶性サ ッカリ）
百七十二	サリチル酸メチル
百七十三	酸化カルシウム
百七十四	酸化デンプン
百七十五	酸化マグネシウム
百七十六	三三酸化鉄（別名三酸化二鉄又はベ ンガラ）
百七十七	次亜塩素酸水
百七十八	次亜塩素酸ナトリウム（別名次亜塩 素酸ソーダ）
百七十九	次亜臭素酸水
百八十	次亜硫酸ナトリウム（別名ハイドロ ルファイト）
百八十一	2・3-ジエチルピラジン
百八十二	2・3-ジエチルピラジン

二百六十六 食用赤色二号（別名アマランス）及びそのアルミニウムレーキ	二百四十三 ソルビン酸
二百十七 食用赤色三号（別名エリスロシン）及びそのアルミニウムレーキ	二百四十四 ソルビン酸カリウム
二百十八 食用赤色四〇号（別名アルラレッドAC）及びそのアルミニウムレーキ	二百四十五 ソルビン酸カルシウム
二百十九 食用赤色一〇二号（別名ニューコクシン）	二百四十六 炭酸アンモニウム
二百二十 食用赤色一〇四号（別名フロキシン）	二百四十七 炭酸カリウム（無水）
二百二十一 食用赤色一〇五号（別名ローブベンガル）	二百四十八 炭酸カルシウム
二百二十二 食用赤色一〇六号（別名アシッドレッド）	二百四十九 炭酸水素アンモニウム（別名重炭酸アンモニウム）
二百二十三 食用黄色四号（別名サンセツトイエン）及びそのアルミニウムレーキ	二百五十 炭酸水素カリウム（別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム）
二百二十五 食用緑色三号（別名ファストグリーンFCF）及びそのアルミニウムレーキ	二百五十一 炭酸水素ナトリウム（別名重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダ灰）
二百二十六 食用黄色五号（別名サンセツトイエンFCF）及びそのアルミニウムレーキ	二百五十二 炭酸ナトリウム（結晶物の場合にあつては別名炭酸ソーダ、無水物の場合にあつては別名ソーダ灰）
二百二十七 食用青色二号（別名インジゴカルミン）及びそのアルミニウムレーキ	二百五十三 炭酸マグネシウム
二百二十八 ショ糖脂肪酸エステル	二百五十四 チアベンダゾール
二百二十九 シリコーン樹脂（別名ポリジメチルシリキサン）	二百五十五 チアミン塩酸塩（別名ビタミンB <sub>1</sub> 硝酸塩）
二百三十 シンナミルアルコール（別名ケイ皮アルコール）	二百五十七 チアミンセチル硫酸塩（別名ビタミンB <sub>1</sub> ロダン酸塩）
二百三十一 シンナムアルデヒド（別名ケイ皮アルデヒド）	二百五十九 チアミンナフタレン-1・5-ジスルホン酸塩（別名チアミンナフタリン-1・5ジスルホン酸塩又はビタミンB <sub>1</sub> ナフタレン-1・5-ジスルホン酸塩）
二百三十二 水酸化カリウム（別名カセイソーダ）	二百六十一 チオエーテル類（毒性が激しいと一般に認められるものを除く。）
二百三十五 水酸化マグネシウム	二百六十三 L-テアニン
二百三十六 スクラロース（別名トリクロロガラクトスクロース）	二百六十四 デカナル（別名デシルアルデヒド）
名ステアリル乳酸カルシウム	二百六十五 デカノール（別名デシルアルコール）
二百四十 ステアロイル乳酸ナトリウム	二百六十六 デカノン酸エチル（別名D-ソルビット）
二百四十一 ソルビタン脂肪酸エステル	三百二 ネオテーム
二百四十二 D-ソルビトール（別名D-ソルビット）	三百三 マーカラクトン（別名ノナラクトン）
三百四 ノルビキシンカリウム	三百五 ノルビキシンナトリウム
三百六 バニリシン（別名ワニリン）	三百七 パラオキシ安息香酸イソブチル（別名パラヒドロキシ安息香酸イソブチル）
三百七 パラオキシ安息香酸イソブチル（別名パラヒドロキシ安息香酸エチル）	三百八 パラオキシ安息香酸イソブロピル（別名パラヒドロキシ安息香酸プロピル）
三百九 パラオキシ安息香酸エチル（別名パラヒドロキシ安息香酸プロピル）	三百九 パラオキシ安息香酸エチル（別名パラヒドロキシ安息香酸プロピル）
三百十 パラオキシ安息香酸ブチル（別名パラヒドロキシ安息香酸ブチル）	三百十 パラオキシ安息香酸ブチル（別名パラヒドロキシ安息香酸ブチル）
三百十一 パラオキシ安息香酸ブロピル（別名パラヒドロキシ安息香酸ブロピル）	三百十一 パラオキシ安息香酸ブロピル（別名パラヒドロキシ安息香酸ブロピル）
三百十二 パラメチルアセトフェノン	三百十二 パラメチルアセトフェノン
三百十三 パーリン	三百十三 パーリン
三百十四 パレルアルデヒド	三百十四 パレルアルデヒド
三百十五 パントテン酸カルシウム	三百十五 パントテン酸カルシウム
三百十六 パントテン酸ナトリウム	三百十六 パントテン酸ナトリウム
三百十七 ピオチン	三百十七 ピオチン
三百十八 ピスベンチジン塩酸塩	三百十八 ピスベンチジン塩酸塩
三百十九 ピベニジスルフィド	三百十九 ピベニジスルフィド
三百二十 ビタミンA（別名レチノール）	三百二十 ビタミンA（別名レチノール）
三百二十一 ビタミンA脂肪酸エステル（別名レチノール脂肪酸エステル）	三百二十一 ビタミンA脂肪酸エステル（別名レチノール脂肪酸エステル）
三百二十二 1-ヒドロキシエチリデン-1-ヒドロキシエチル	三百二十二 1-ヒドロキシエチリデン-1-ヒドロキシエチル
三百二十三 ヒドロキシシトロネラール	三百二十三 ヒドロキシシトロネラール
三百二十四 ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール	三百二十四 ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール
三百二十五 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン	三百二十五 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン
三百二十六 ヒドロキシプロピルセルロース	三百二十六 ヒドロキシプロピルセルロース
三百二十七 ヒドロキシプロピルデンブンリドン共重合体	三百二十七 ヒドロキシプロピルデンブンリドン共重合体
三百二十八 ヒドロキシプロビルメチルセルロース	三百二十八 ヒドロキシプロビルメチルセルロース
三百二十九 ヒドロキシプロビルセルロース	三百二十九 ヒドロキシプロビルセルロース
三百三十 ヒペリジン	三百三十 ヒペリジン
三百三十一 ヒペロナール（別名ヘリオトロピン）	三百三十一 ヒペロナール（別名ヘリオトロピン）
三百三十二 ピペロニルブトキシド（別名ピペロニルブトキサイド）	三百三十二 ピペロニルブトキシド（別名ピペロニルブトキサイド）
三百三十三 ヒマワリレシチン	三百三十三 ヒマワリレシチン
三百三十四 水酢酸	三百三十四 水酢酸
三百三十五 ピラジン	三百三十五 ピラジン
三百三十六 ピリドキシン塩酸塩（別名ビタミンB <sub>6</sub> ）	三百三十六 ピリドキシン塩酸塩（別名ビタミンB <sub>6</sub> ）



別表第十二（第三十二条関係）	備考	月一日における行政区画その他の区域について表示されたものとする。	別表第十二（第三十二条関係）	備考	この表に掲げる区域は、平成三年九月一日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。	別表第十二（第三十二条関係）	備考	月一日における行政区画その他の区域について表示されたものとする。
兵庫県 岡山県 徳島県 香川県	鳥取県 島根県 広島県 愛媛県	高知県 熊本県 福岡県	沖縄県	山口県 福岡県 佐賀県 長崎県	大分県 宮崎県 鹿児島県	県	県	県
神戸	広島	福岡						
空港	関西	大阪						
屋	名古	福井県 滋賀県 京都府 大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く。）奈良県 和歌山県（名古屋検疫所の担当区域を除く。）大阪府（関西国際空港に限る。）						
ひまわりの種子	大豆	動物性油脂（魚及び海棲哺乳動物の油脂を除く。）	そば	小麦	サフラワーの種子	蒸留酒	食品（食肉製品を除く。）を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの（缶詰食品及び瓶詰食品を除く。）	植物性たん白

三	ライ麦 アルミニウム製、ステンレス製、無色 のガラス製又は合成樹脂製以外の器具 又は容器包装
次の食品、添加物、器具又は容器包装 であつて、第三十二条第四項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書の提出から継続的に輸入され、かつ、当該提出の日前三年間に同一食品等が同様各号に該当したことがないもの。	もろこし アルミニウム製、ステンレス製、無色 のガラス製又は合成樹脂製以外の器具 又は容器包装
あん類 一時的に貯蔵した果実及び果皮 煎つたコーヒー豆又はそれをひいたもの のなごの水煮 魚の卵（乾燥したものに限る。） 魚のつくだ煮 魚又は海棲哺乳動物の油脂 オートミール	海藻 力力才豆（煎つたものを除く。） 果実酒の原酒 加熱後摺取冷凍食品（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであつて、飲食に供する際に加熱を要するとされているものをいう。） ギムネマ茶 原料用果汁 穀物、豆類又はいも類の粉 ココア製品（粉末清涼飲料を除く。） コーヒーハーのエキス コーヒービー豆（煎つたものを除く。） コーンフレーク こんにゃく 食塩 植物性クリーミングパウダー 植物性油脂 ショートニング 清酒 茶 チョコレート 糖類 杜仲茶 煮豆 はちの子の水煮 はちの巣入りはちみつ







れ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。また、照明設備は、作業検査及び清掃等を十分に保つことができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあつてはへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備が必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は次の要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管されかつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を第一項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を

取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入の防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。

(1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料を種類及び特性に応じた温度で、污染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤・殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

タ 废棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

ヨ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

シ 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

イ 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備(以下この別表において「機械器具等」という。)は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であることがあること。

二 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗

淨をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

ト 作業場を清掃等のための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従業者が作業を理解しやすくするために作業内容を表示するための設備を有すること。

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、第三号ヨの基準を適用しない。

ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そよざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を含む。別表第二十第一号(一)において同じ。)をする場合は、その規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

(1) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができます。

(2) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(3) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとができる。

(4) 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができます。

ホ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

二 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適用しない。

ホ 令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業で冷凍食品を製造する場合は、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合には、作業区分に応じて区画されること。

(2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又是冷凍設備を有すること。

(3) 製品を製造する室又は場所は、製造品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摄氏マイナス十五度以下となる品目は、第一号から第四号までに掲げるもよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

ヘ 令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合については、第一号から第四号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造である。

(1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第二十（第六十六条の七関係）

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業	自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
二 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管すること。	簡易な営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管すること。
(1) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管すること。	(1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管すること。
(2) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管すること。	(2) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管すること。
三 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
四 令第三十五条第五号に規定する魚介類販売業	魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
五 令第三十五条第六号に規定する集乳業	生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
六 令第三十五条第七号に規定する乳處理業	かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
七 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業	(1) 必要に応じて淨化設備を有すること。 (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
八 令第三十五条第九号に規定する食肉處理業	(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
九 令第三十五条第十号に規定する食肉販売業	ハ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業	原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
二 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
三 令第三十五条第五号に規定する魚介類販売業	魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
四 令第三十五条第六号に規定する集乳業	ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
五 令第三十五条第七号に規定する乳處理業	かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
六 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業	(1) 必要に応じて淨化設備を有すること。 (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
七 令第三十五条第九号に規定する食肉處理業	(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
八 令第三十五条第十号に規定する食肉販売業	ハ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業	原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
二 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
三 令第三十五条第五号に規定する魚介類販売業	魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
四 令第三十五条第六号に規定する集乳業	ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
五 令第三十五条第七号に規定する乳處理業	かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
六 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業	(1) 必要に応じて淨化設備を有すること。 (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
七 令第三十五条第九号に規定する食肉處理業	(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
八 令第三十五条第十号に規定する食肉販売業	ハ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業	原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
二 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
三 令第三十五条第五号に規定する魚介類販売業	魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
四 令第三十五条第六号に規定する集乳業	ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
五 令第三十五条第七号に規定する乳處理業	かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
六 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業	(1) 必要に応じて淨化設備を有すること。 (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
七 令第三十五条第九号に規定する食肉處理業	(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
八 令第三十五条第十号に規定する食肉販売業	ハ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。

るに防止する設備を有すること。

ト 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。

(2) 处理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

十 令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業

イ 専用の照射室を有すること。

ロ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

十一 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

ロ 原材料の前処理及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所を有すること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

十二 令第三十五条第十三号に規定する乳製品

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十三 令第三十五条第十三号に規定する乳製品

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十四 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造

ロ (ニコラルウォーターカー)類のみを製造する施設にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ハ 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

イ 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて区画すること。

ロ 原材料を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

二 シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

十二 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

十 令第三十五条第十号に規定する乳製品

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

ロ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

十一 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

ロ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

ハ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

十二 令第三十五条第十三号に規定する乳製品

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十三 令第三十五条第十三号に規定する乳製品

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十四 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造

ロ (ニコラルウォーターカー)類のみを製造する施設にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ハ 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

イ 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

ロ 原材料を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

二 シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

十二 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

十 令第三十五条第十号に規定する乳製品

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

ロ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

十一 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

ロ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

十二 令第三十五条第十三号に規定する乳製品

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十三 令第三十五条第十三号に規定する乳製品

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十四 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造

ロ (ニコラルウォーターカー)類のみを製造する施設にあつては、作業区分に応じて区画されること。

ハ 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されること。

イ 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、冷却、充填及び包装を有すること。

ロ 原材料を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

二 シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

十二 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業



十九 八  
チフス菌  
バラチフスA菌  
化学物質  
(元素及び化合物をいう。)